

茅野市サテライトオフィス等環境整備支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、テレワーク及びオンライン会議の普及による場所を選ばない多様な働き方の需要に対応するとともに、市内事業者の安定的な収益の確保並びに創業及び新規事業化を促進するため、市内低未利用空間を有効活用し、コワーキングスペース、サテライトオフィス等に利用が可能な設備等の貸出し等（以下「貸出しサービス」という。）を行う事業者に対して、設備等の改修等に要する経費の一部を補助することについて、茅野市補助金等交付規則（昭和39年茅野市規則第6号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) コワーキングスペース 様々な属性の労働者及び学生が、机、椅子、ネットワーク設備、会議室等の実務に必要な環境を共有しながら仕事、交流等を行うことができる場所をいう。
- (2) サテライトオフィス 企業等において、勤務者が主たる拠点から離れて、遠隔勤務ができるよう通信環境等が整備された場所をいう。
- (3) 市内事業者 市内に本店、支店、店舗等の事業所を有する事業者をいう。
- (4) 創業 貸出しサービスを開始すること又は貸出しサービスを行うために企業、団体等を設立することをいう。
- (5) 設備等 貸出しサービスを提供する事業の用に供する設備、施設、器具、備品等（次号に規定する消耗品を除く。）をいう。
- (6) 消耗品 1回又は短期間の使用によって消費される性質のもの及び使用により消耗し、又は損傷しやすく比較的短期間に再度の用に供し得なくなるものをいう。

(補助対象者)

第3条 第1条に規定する補助金（以下「補助金」という。）の交付の対象となる者は、市内事業者又は市内において創業する者であって、貸出しサービスを提供するために設備等の購入、改修等を行う者（以下「補助対象者」という。）とする。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 市が指定するワーケーション推進に関する連携体の会員になることを約さない者又は会員にならない者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及びその構成員

2 補助金の交付は、同一の事業所について1回限りとし、茅野市ワーケーション等サービス環境整備支援補助金（令和2年茅野市告示157号）第6条の交付決定を受けて設備等の改修等を行った事業所は、補助対象者とししないものとする。

(補助対象経費及び補助率等)

第4条 補助対象経費、補助率等は、別表のとおりとする。

2 補助金の交付は、同一の補助対象者について当該年度において1回限りとする。この

場合において、子会社又は関連会社その他実質的に同一の経営とみなされる事業者は、その全てをもって同一の補助対象者とみなす。

3 前2項の規定にかかわらず、国、県等による同様の補助金等の交付を受けようとする事業又は受けた事業に係る経費は、補助対象経費としない。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ、茅野市サテライトオフィス等環境整備支援補助金交付申請書（様式第1号）に次の書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、市長が必要でないと認めるときは、当該書類の一部を省略することができる。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 誓約書（様式第3号）
- (3) 法人登記簿謄本、定款若しくは開業届出書の写し等事業を行っていること又は創業計画書等創業することを明らかにする書類
- (4) 見積書等経費が分かる書類の写し
- (5) 設備等の仕様等が分かる製品カタログ等
- (6) 設備等の設計図面書類（改修の場合は、既存設備との関係を明示すること）
- (7) 設備等の改修を伴う場合にあっては、設備等の現況写真
- (8) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第6条 市長は、前条の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査を行い、補助金を交付するものと決定したときは茅野市サテライトオフィス等環境整備支援補助金交付決定通知書（様式第4号）により、補助金を交付しないものと決定した場合は茅野市サテライトオフィス等環境整備支援補助金不交付決定通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

(変更等の承認申請)

第7条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、交付決定の通知を受けた後において、補助金交付申請の内容及び補助対象経費の変更をしようとするとき又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、茅野市サテライトオフィス等環境整備支援補助金変更承認申請書（様式第6号）に関係書類を添えて市長に提出し、承認を受けなければならない。

(変更後の交付決定)

第8条 市長は、前条の変更等の申請があったときは、当該変更内容等の承認の可否を決定し、茅野市サテライトオフィス等環境整備支援補助金変更承認決定書（様式第7号）により交付決定者に通知するものとする。

(実績報告書)

第9条 交付決定者は、補助事業が完了したときは、茅野市サテライトオフィス等環境整備支援補助金実績報告書（様式第8号）に次の書類を添えて市長に提出するものとする。ただし、報告書の提出期限は、事業完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金交付決定の通知を受けた日の属する年度の末日のいずれか早い日とする。

- (1) 設置後の設備等の現況又は稼働状況が分かる写真

- (2) 経費の支払を証する書類の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類
(交付額の確定)

第10条 市長は、前条の規定により提出された実績報告書を審査し、適正と認めるときは、補助金の交付額を確定し、茅野市サテライトオフィス等環境整備支援補助金交付確定通知書（様式第9号）により交付決定者に通知するものとする。
(補助金交付の請求)

第11条 交付決定者は、補助金の交付を請求しようとするときは、茅野市サテライトオフィス等環境整備支援補助金交付請求書（様式第10号）を提出するものとする。
(現地調査等)

第12条 市長は、補助金に関し必要があると認めるときは、交付決定者に対して現地調査、書類の提出等を求めることができる。
(補助金の返還)

第13条 市長は、交付決定者が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、当該取消しの部分について、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を求めるものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受けたとき。
- (2) 補助金等を他の用途に使用したとき。
- (3) この告示の規定に違反したとき。

(財産処分の制限)

第14条 交付決定者は、補助金の交付を受けて設置した設備等について、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供するときは、承認の申請を市長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、第6条の交付決定通知を受けた日の属する年度の末日から5年を経過したとき又は他の補助対象者が当該設備等を引き続き保全し継承する場合等で市長が特に認めたときは、この限りでない。

(補則)

第15条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前に補助金の交付を受けた者における第13条及び第14条の規定の適用については、同日後においても、なお従前の例による。

別表（第4条関係）

補助対象経費	補助率	補助限度額
設備等を新たに購入して設置し、又は改修する事業に要する費用（消費税及び地方消費税相当額は除く。）	2分の1以内。ただし、補助金の額に1,000円未満の額があるときは、切り捨てるものとする。	1 補助対象者に交付する補助金は、20万円を限度とする。

備考 次に該当する費用は補助対象経費としない。

- (1) 用地又は建物の取得又は賃貸に要する経費
- (2) 既存の設備等の撤去又は廃棄に要する経費
- (3) 補助対象者が通常の業務活動に使用し、居住用に使用し、居住用に貸借する等の貸出しサービスの提供に直接関連がないと認められる設備等の購入、改修等に係る経費
- (4) 機器使用料、通信料、リース料、保険料、光熱水費その他設備等の使用又は維持管理に要する経費
- (5) 補助対象経費以外の経費と混同して支払が行われ、その区別が困難である経費
- (6) 政治又は宗教を主たる目的とした活動に専ら使用される設備等に係る経費